

日本化粧品工業連合会規約

第1章 総 則

第1条 本会は日本化粧品工業連合会（略称 粧工連）と称する。

第2条 本会は、化粧品産業の発展を通じて、世界中の消費者が安心して心豊かな化粧生活を送れることに寄与し、人と社会の幸福に貢献することを目的とし、消費者の化粧品産業に対する信頼性の向上及び日本の化粧品産業全体のグローバル競争力の強化を目指して活動する。

第3条 本会は主たる事務所を東京都に置く。

第2章 会 員

第4条 本会は化粧品の製造販売業者及び製造業者が加盟する団体をもって組織する。

第5条 前条の資格を有する団体は会員となることができる。ただし本会創立後新に加入を希望する団体は、理事会の承認を得ることを必要とする。

第6条 会員は所定の届出をして退会することができる。

第3章 事業及びその執行

第7条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 化粧品に関する生産，流通，消費，技術，労働，環境・安全等に係る諸問題の調査・研究並びに対策の企画及びその推進。
2. 化粧品に関する情報の収集及び会員への提供。
3. 消費者への普及及び啓発。
4. 化粧品に関する研修会，セミナー等の開催。
5. 化粧品に関する業界自主基準の制定。
6. 国内外の標準規格策定などへの参画。
7. 海外業界団体などとの情報交換。
8. 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

第4章 役員

第8条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
参 与 理 事	若干名
専 務 理 事	2 名以内
常 務 理 事	2 名以内
監 事	3 名

第9条 理事及び監事は総会において会員たる団体の推薦する当該団体役員中より選出する。

ただし、該当団体役員の所属する企業の上級役員であれば当該団体の役員とみなす。

会長、副会長は理事中より互選する。

専務理事及び常務理事は前項に該当しない者のうちから選出することができる。

会長は理事会の議を経て、企画政策会議及び各種委員会の委員長を参与理事として委嘱することができる。

ただし、参与理事の委嘱期間は委員長在任期間とする。

第10条 会長は本会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代理する。

専務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の委任を受けて本会の日常の事務を処理する。

常務理事は専務理事を補佐して日常の事務を分掌する。

理事は理事会を構成し、会務に関する重要事項を審議決定する。

監事は本会の会計状況を監査する。

参与理事は理事会に出席し、議事に参画することができる。

第11条 本会に相談役、顧問を置くことができる。

相談役、顧問は理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

第12条 本会の役員任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

補欠のため選任せられた者の任期はその前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 議

第 13 条 会議を分けて総会及び理事会とする。

第 14 条 定時総会は毎事業年度終了後 4 ヶ月以内に招集する。臨時総会は必要あるときこれを招集する。

第 15 条 総会においては、この規約で別に定めた場合のほか、次に掲げる事項を議決する。

1. 規約の変更
2. 収支予算及び決算の承認
3. 本会の解散

第 16 条 総会は本会会員たる地域団体を代表する役員をもって構成し、会長がこれを招集してその議長となる。

第 17 条 総会の招集は 1 週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

第 18 条 総会の議事はその経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び出席者 2 名以上がこれに記名捺印して本会にこれを保存する。

第 19 条 理事会は必要に応じて会長が招集してその議長となる。

理事会は会務に関する重要事項を審議決定するために、下部機関として企画政策会議を設ける。

企画政策会議の設置及びその運営等の規程は理事会の議を経て別にこれを定める。

第 6 章 委 員 会

第 20 条 本会の事業を円滑に遂行するため各種委員会を設けることができる。

委員会の設置及びその運営等の規程は理事会の議を経て別にこれを定める。

第 7 章 会 計

第 21 条 本会の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 22 条 本会の会費は会員たる団体に加盟する製造販売業者及び製造業者

の売上高割合による賦課金並びに団体を構成する製造販売業者及び製造業者の会費をもってこれを支弁する。

第 23 条 会員は本会解散の場合において残余財産があるときはその財産の分配を受け、債務があるときはその債務を分担するものとする。

附 則

第 24 条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は理事会の議を経て別にこれを定める。

昭和 34 年 7 月 24 日制定
昭和 39 年 7 月 14 日一部修正
昭和 53 年 7 月 7 日一部修正
昭和 55 年 7 月 23 日一部改正
昭和 57 年 7 月 27 日一部追加
昭和 61 年 7 月 22 日一部改正
昭和 62 年 7 月 30 日一部改正
昭和 63 年 7 月 26 日一部改正
平成 10 年 4 月 2 日一部改正
平成 24 年 7 月 18 日一部改正
平成 26 年 7 月 23 日一部改正